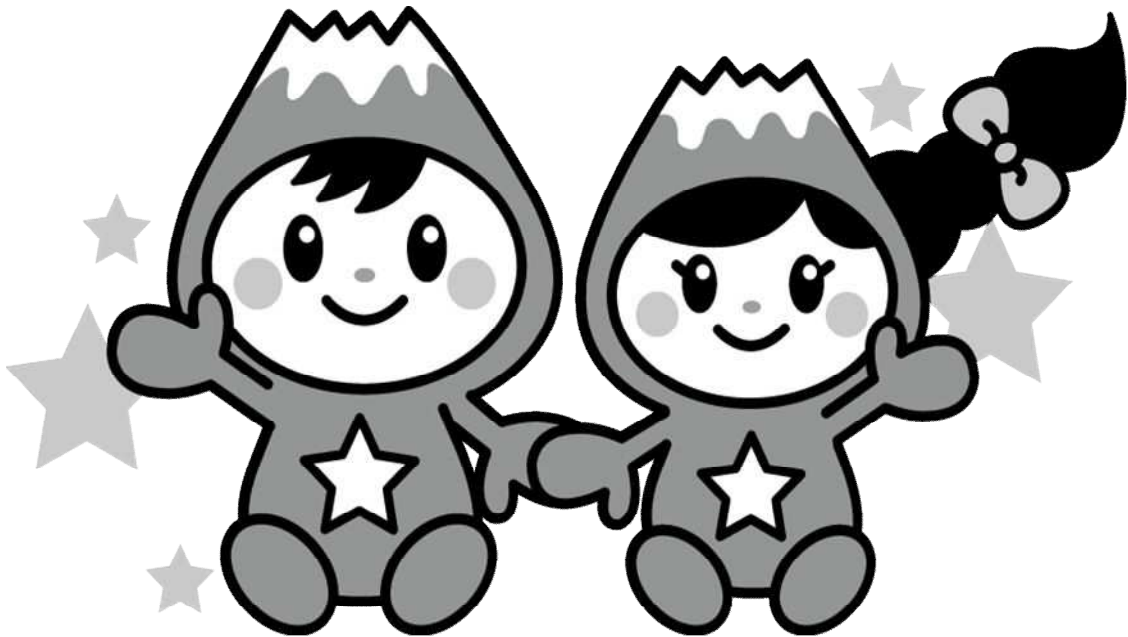


令和7年度 固定資産税（償却資産）

申告の手引き

償却資産の申告期限は令和7年1月31日（金）です。



◆◆◆ 申告の際のお願い ◆◆◆

- ☆ 郵送またはeTAXによる申告にご協力ください。
- ☆ 郵送により申告する場合で、償却資産申告書の控え（受付印押印済）の返送が必要な場合は、必ず返信用封筒を同封してください。
- ☆ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合、または前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の備考欄にその旨を記載して必ず提出してください。

埼玉県 富士見市

1. 申告していただく方	1
2. 提出書類	1
3. 申告書の提出期限	1
4. 申告義務	2
5. 虚偽の申告または不申告	2
6. 償却資産の評価方法	2
7. 国税資料等の閲覧について	2
8. 償却資産の免税点・税率	2
9. 申告書の提出先及び問合せ先	2

償却資産とは

○ 固定資産が課される償却資産とは	3
○ 資産種類の区分	3
○ 業種別の主な例	4
○ 申告の対象とならない資産	4
○ 太陽光発電設備	5
○ 家屋と償却資産の区分	5
○ 先端設備等に係る固定資産税の特例措置について	7
○ 資産の評価と課税について	8
○ 減価率及び減価残存率一覧表	9
○ 耐用年数表	10
○ 申告書記載例	12
○ 償却資産に関するQ & A	15

平素より本市税務行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地、家屋及び事業用の償却資産に対して課税されますが、地方税法の規定により、**【償却資産を所有している事業者の方は、毎年1月1日現在、富士見市内に所在する資産】**を申告していただき、課税することとなっております。

つきましては、この手引き書をお読みいただき、申告書等を作成のうえ期限までにご提出ください。
なお、**個人番号は「申告書【提出用】」にのみ記載**していただくようお願い致します。

1 申告していただく方

- ・個人及び法人を問わず、毎年1月1日現在で事業の用に供することができる償却資産を所有している方です。
- ・償却資産の種類、内容については3ページ以降をご覧ください。

(1) はじめて申告される方

令和7年1月1日現在、**富士見市に所有する事業用の全資産**を申告してください。

※ **全資産を申告いただくのは初年度のみ**です。

翌年度以降は異動した資産（増減）のみの申告となります。

(2) 前年度申告された方

償却資産明細書には令和6年1月1日現在の所有資産が印字されています。

（電算申告されている方にはお送りしていません。）

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に**異動（増加又は減少）のあった資産についてのみ**申告してください。

<資産の増減がなかった場合等の申告>

資産の増加、減少等の異動がなくても「資産の増減なし」として申告してください。

※ 申告の対象となる資産のない方、事業をやめられた方及び解散、移転等をされた方についても申告書の備考欄にその旨を記載し提出してください。

(3) 電算申告される方

償却資産申告書を、自社の様式（コンピュータ出力含む）で提出する方は、申告書に令和7年1月1日現在の評価額、決定価格、課税標準額を出力のうえ、全資産の明細書を添付してください。

2 提出書類

事業所区分	書類名	償却資産申告書 (償却資産課税台帳：緑)	種類別明細書 (増加資産・全資産用：緑)	種類別明細書 (減少資産用：赤)
はじめて申告される方		●	● (全ての資産を申告)	
前年度申告 された方	資産の増減がない	●		
	増加資産がある	●	● (増加資産のみを申告)	
	減少資産がある	●		● (減少資産のみを申告)
該当資産なし・廃業・解散など		●		
電算申告をされる方		●	●	●

3 申告書の提出期限

令和7年1月31日（金）

4 申告義務

毎年1月1日現在に償却資産を所有している方は、その資産について所定の事項を記載して1月31日までに申告しなければならないことになっています（地方税法第383条）。

5 虚偽の申告または不申告

虚偽の申告をした場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処されることがあります（地方税法第385条）。

また、正当な理由がなく申告されなかった場合は、10万円以下の過料を科せられることがあるほか、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります（地方税法368条第2項、地方税法第386条、富士見市税条例第75条）。

6 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出し、その合計価額が決定価格となります。

※ 実際の評価計算については、市役所の電算システムで行ないますので、申告の際に算出する必要はありません。（但し、電算申告により全資産を申告する場合は記入が必要です）

7 国税資料等の閲覧について

富士見市では地方税法354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、富士見市への申告内容に差異が見受けられた場合は、個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。

8 償却資産の免税点・税率

償却資産の課税標準となるべき額の合計金額が、150万円未満の場合は課税されません。税率は、1.4/100です。

9 申告書の提出先及び問合せ先

〒354-8511

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

富士見市役所 税務課 償却資産担当

電話：049（251）2711（内線）353～356

※ eLTAX（エルタックス）システムを使用し、自宅やオフィスなどからインターネット経由で償却資産の申告手続きを行うことができます。

電子申告の方法など、詳しくは地方税共同機構（LTA）運営の eLTAX（エルタックス）ホームページ をご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

QRコード



※ 郵送により申告書を提出する方で、『控用に受領印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください』。それ以外の場合は、返送できかねますのでご了承ください。

固定資産が課される償却資産とは

- ①土地・家屋以外の【事業の用に供することができる】有形の固定資産（無形固定資産及び自動車税の課税客体を除く）でその減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税又は所得税が課されない者が所有するものを含む）をいいます。
- ②「事業の用に供する」とは、所有者が自己の営む事業のために償却資産を使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含めます。
- ③資産の種類としては、貸借対照表の「有形固定資産」に計上される「構築物」「機械装置」「車両運搬具」「工具器具備品」などに分類される資産です。



※ 次のような資産でも事業の用に供することができる状態にあれば、申告の対象となります。

- ア：簿外資産（償却済資産を含む）
- イ：建設仮勘定で経理されている資産
- ウ：耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
- エ：遊休資産（いつでも稼働できる状態にある資産）
- オ：未稼働資産（未だに稼働していないが、すでに完成している資産）
- カ：決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

《資産種類の区分》

資産の種類		資産の名称等	
第1種	構築物	土木に定着した土木設備	広告塔、門、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、煙突、緑化施設等
	建物附属設備	建物附属設備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備等
		建物の所有者と異なる者（テナント等）が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
第2種	機械及び装置	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置等
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
		搬送設備	クレーン、コンベアー等
		その他設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備等
第3種	船舶	モーターボート、漁船、釣船等	
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000」～「099」及び「9」、「90」～「99」、「900」～「999」の車両）等	
第6種	工具・器具及び備品	机、いす、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具等	

《業務別の主な例》

業 種	課 税 対 象 と な る 主 な 償 却 資 産
各 業 種 共 通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、 広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、 フェンス、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、その他
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、その他
飲 食 店	接客用の家具及び備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、 冷蔵庫、冷凍庫、その他
理容業・美容業	理・美容いす、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、テレビ、サインポール、看板、 その他
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、 脳波測定器、CTスキャン、歯科診療用ユニット）、各種キャビネット、待合室用い す、その他
工 場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、 溶接機、貯水設備、福利厚生設備、その他
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コン クリートカッター、ミキサー、大型特殊自動車（分類番号が「0」、「00」～「09」、「000」 ～「099」及び「9」、「90」～「99」、「900」～「999」の車両）、その他
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、防犯監 視設備、その他
自 動 車 修 理 業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、 ホーニング、コンデンサー、その他
ガソリンスタンド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、 ジャッキ、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、 消火設備、その他
不 動 産 貸 付 業	金属造・コンクリート造の塀、立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、側溝、 発電機設備、中央監視装置、駐車場舗装、門、共同住宅の附帯設備（駐車場、門、 フェンス、植栽、外構など）、その他
駐 車 場 業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、柵、駐車場用機械設備、料金精算装置、その他
農 業	ビニールハウス、農耕用車両（大型特殊自動車）、農業用機械設備、農業用器具、そ の他
印 刷 業	各種印刷機、活字製造機、裁断機、その他

申告の対象とならない資産

- ①自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（小型特殊自動車など）
- ②棚卸資産（商品・貯蔵品など）
- ③生物（鑑賞・興行用は申告対象となります）・立木・果樹
- ④繰延資産（創業費・開発費など）
- ⑤無形固定資産（特許権、営業権、ソフトウェアなど）
- ⑥使用可能期間が一年未満又は取得価格が10万円未満で一時
損金に算入するもの。
- ⑦取得価格が20万円未満で事業年度ごと一括して3年間で損金算入することを選択したもの。
- ⑧法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が
20万円未満のもの。



に

太陽光発電設備

固定価格買取制度（再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間、電気事業者に調達を義務付けるもの）が導入されたことに伴い、太陽光発電設備の取得件数が増えてきました。太陽光発電設備も償却資産にあたるので、以下の対象に該当する方は申告をお願いします。

《課税対象の分類》

	余剰買取 (発電電気を自家消費用にあて、余った分を売却)	全量買取 (発電電気すべてを売却)
・個人（住宅）	課税対象外 個人利用を主な目的としているため、事業用資産に該当しない（※1）	課税対象 利益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当
・個人事業者 ・法人	課税対象 本来業務の付帯業務であるため、事業用資産に該当（※2）	課税対象 利益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当

（※1）経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して売電される場合は**課税対象**となります。

（※2）賃貸家屋の屋根に設置した場合、発電電気すべてが入居者利用でも賃貸業の業務の一部となるため、申告が必要です。

《課税対象となる主な資産》

- ・太陽光パネル（家屋の屋根と一体の建材型ソーラーパネルの場合を除く）
- ・架台、送電設備、及び、電力量計
- ・パワーコンディショナー 等

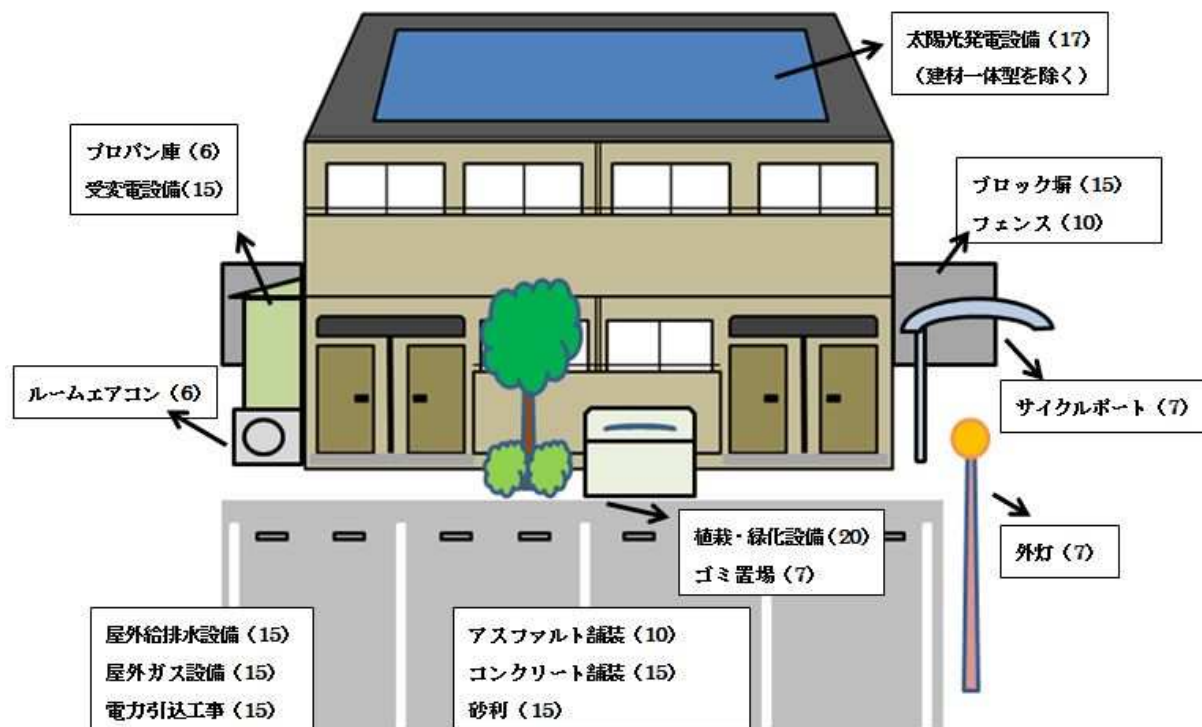
※ 太陽光発電設備の耐用年数は17年となります。

（電気業用設備－その他の設備－主として金属製のもの に該当するため）

家屋と償却資産の区分

事業用家屋（店舗・事務所・共同住宅等）に取り付けられた設備や構築物の中には、家屋と償却資産に区分して評価するものがあります。償却資産に該当するものについては申告が必要となります。

【事業用家屋の主な償却資産】※（ ）内は耐用年数です。名称が同じでも業種・用途・素材等によって耐用年数が異なる場合があります。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。



家屋と償却資産の区分表（主な設備の例）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画機器等の機器			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
避雷設備	設備一式		○			◎	
火災報知設備	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器等）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）		○			◎
		中央式給湯設備					◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等		○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		○			◎
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備等		POSシステム、広告塔、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、機械式駐車設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化設備等）			◎		◎

先端設備等に係る固定資産税の特例措置について

課税標準の特例（地方税法附則第15条第44項）

国は、中小企業向けの新たな措置として、中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を原則2分の1に軽減する特例措置を創設しました。

対象となる中小企業者等が市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って新規取得した下記要件を満たす機械・装置等について、取得した翌年度から固定資産税の特例措置が講じられます。

【対象者】以下の者のうち、「先端設備等導入計画」について市の認定を受けた者

1. 資本金または出資金の額が1億円以下の法人
2. 資本金または出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
3. 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、以下の法人は特例措置対象外です。

- ・ 同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・ 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

【対象要件と特例割合】

賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例割合
無し	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	2分の1
有り	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	3分の1
有り	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	3分の1

※先端設備等導入計画認定後に取得された償却資産が対象です。

【賃上げの基準】

雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げ方針の表明が必要となります。

$$\text{雇用者給与等支給額}\ast 1 \text{の増加率} = \frac{\langle A \rangle - \langle B \rangle}{\langle B \rangle}$$

(※1) 適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与）の支給額のこと。

〈A〉 計画認定の申請日の属する事業年度※2 又は 当該申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額

(※2) 令和5年4月1日以後に開始する事業年度に限る。

〈B〉 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額

【対象設備】 ※構築物、事業用家屋、ソフトウェアは対象外

先端設備等導入計画に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した機械及び装置、工具（測定工具及び検査工具）、器具及び備品、建物附属設備、（償却資産に該当するもの）

設備の種類	取得価格
機械及び装置	160万円以上
工具（測定工具及び検査工具）	30万円以上
器具及び備品	30万円以上
建物附属設備（償却資産に該当するもの）	60万円以上

【必要書類】 先端設備等導入計画の認定書（写し）

※「先端設備等導入計画」の詳細については（産業経済課）のホームページをご覧ください。

資産の評価と課税について

①納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

②価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - <u>減価率 ÷ 2</u>)
前年より前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 減価率)

※ 減価率については9ページの表を使用します。

◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。

2年目・3年目・・・と計算して得た評価額が取得価額の5/100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5/100に相当する額を評価額とします。

計算例

〔評価額の算出方法〕（概算）

※令和6年度申告

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率		合計
ルームエアコン	R5.11	500,000円	6年	0.319	500,000円 × (1 - 0.319 ÷ 2) = 420,250円	1,591,450円
看板 (ネオンサイン)	R5.2	1,600,000円	3年	0.536	1,600,000円 × (1 - 0.536 ÷ 2) = 1,171,200円	

※令和7年度申告

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率		合計
舗装路面 (コンクリート敷)	R6.9	2,700,000円	15年	0.142	2,700,000円 × (1 - 0.142 ÷ 2) = 2,508,300円	3,337,926円
ルームエアコン	R5.11	500,000円	6年	0.319	420,250円 × (1 - 0.319) = 286,190円	
看板 (ネオンサイン)	R5.2	1,600,000円	3年	0.536	1,171,200円 × (1 - 0.536) = 543,436円	

③税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}} = \boxed{\text{税額 (100円未満切り捨て)}}$$

※ 課税標準額とは、富士見市内に所在する資産の価格（課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの）の合計です。

《減価率及び減価残存率一覧表》

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1 - (減価率/2)	前年前取得 1 - 減価率			前年中取得 1 - (減価率/2)	前年前取得 1 - 減価率
				31	0.072	0.9640	0.928
2	0.684	0.6580	0.316	32	0.069	0.9655	0.931
3	0.536	0.7320	0.464	33	0.067	0.9665	0.933
4	0.438	0.7810	0.562	34	0.066	0.9670	0.934
5	0.369	0.8155	0.631	35	0.064	0.9680	0.936
6	0.319	0.8405	0.681	36	0.062	0.9690	0.938
7	0.280	0.8600	0.720	37	0.060	0.9700	0.940
8	0.250	0.8750	0.750	38	0.059	0.9705	0.941
9	0.226	0.8870	0.774	39	0.057	0.9715	0.943
10	0.206	0.8970	0.794	40	0.056	0.9720	0.944
11	0.189	0.9055	0.811	41	0.055	0.9725	0.945
12	0.175	0.9125	0.825	42	0.053	0.9735	0.947
13	0.162	0.9190	0.838	43	0.052	0.9740	0.948
14	0.152	0.9240	0.848	44	0.051	0.9745	0.949
15	0.142	0.9290	0.858	45	0.050	0.9750	0.950
16	0.134	0.9330	0.866	46	0.049	0.9755	0.951
17	0.127	0.9365	0.873	47	0.048	0.9760	0.952
18	0.120	0.9400	0.880	48	0.047	0.9765	0.953
19	0.114	0.9430	0.886	49	0.046	0.9770	0.954
20	0.109	0.9455	0.891	50	0.045	0.9775	0.955
21	0.104	0.9480	0.896	51	0.044	0.9780	0.956
22	0.099	0.9505	0.901	52	0.043	0.9785	0.957
23	0.095	0.9525	0.905	53	0.043	0.9785	0.957
24	0.092	0.9540	0.908	54	0.042	0.9790	0.958
25	0.088	0.9560	0.912	55	0.041	0.9795	0.959
26	0.085	0.9575	0.915	56	0.040	0.9800	0.960
27	0.082	0.9590	0.918	57	0.040	0.9800	0.960
28	0.079	0.9605	0.921	58	0.039	0.9805	0.961
29	0.076	0.9620	0.924	59	0.038	0.9810	0.962
30	0.074	0.9630	0.926	60	0.038	0.9810	0.962

耐用年数表

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数（別表第1抜粋）

○建物附属設備

構造用途	資産の名称等	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房 通風 ボイラー	冷暖房設備 (冷凍機の出力2.2kW以下)	13
	その他のもの	15
昇降機 設備	エレベーター	17
	エスカレーター	15
消火・排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12
アーケード 日よけ	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店用簡易設備		3
可動間 仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲以外	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

○構築物

広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
競技場用	ネット設備	15
運動場用	野球場、陸上競技場、ゴルフコース	30
遊園地用 又は学校 用のもの	その他のスポーツ場の排水その他の 土工施設	
	水泳プール	30
緑化施設 及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園 (工場緑化施設に含まれるものを除く)	20
舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
	アスファルト敷、木れんが敷	10
	ビチューマルス敷	3
へい	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	30
	コンクリート・コンクリートブロック造	15
	れんが造(その他のもの)	25
	石造	35
	土造	20
	金属造	10
煙突	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	35
	れんが造(その他のもの)	25
	金属造	10

○車両及び運搬具（自動車を除く）

自転車及びリヤカー		2
フォークリフト		4
前掲以外	自走能力を有するもの	7
	その他のもの	4

○工具

構造用途	資産の名称等	耐用年数
測定及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む）		5
治具・取付工具		3
ロール	金属圧延用	4
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロール その他のもの	3
型・ 鍛圧（打 工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、 ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	2
	その他のもの	3
切削工具		2
金属製柱・カッペ		3
活字等	購入活字	2
	自製活字等に常用される金属	8

○器具及び備品

家具・ 電気 機器 ・ ガス 機器 及び 家庭 用品	事務机、いす、キャビネット	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット	
	接客業務のもの	5
	その他のもの	8
	ベッド	8
	児童用机及びいす	5
	陳列だな、陳列ケース	
	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダーその他 の音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	冷蔵庫、洗濯機、その他類似の電気、ガス機器	6
	氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式を除く）	4
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他 これらに類する繊維製品	3	
じゅうたんその他の床用敷物		
小売業用、接客業務用、放送用、レコード 吹込用、劇場用のもの	3	
その他のもの	6	
室内装飾品		
主として金属製のもの	15	
その他のもの	8	
食事又はちゅう房用品		
陶磁器又はガラス製のもの	2	
その他のもの	5	
その他		
主として金属製のもの	15	
その他のもの	8	

構造用途	資産の名称等	耐用年数
事務・通信機器	謄写機器及びタイプライター	
	孔版印刷又は印書業用のもの	3
	その他のもの	5
	電子計算機	
	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）	4
	その他のもの	5
	複写機、計算機（電子計算機を除く）、金銭登録機、タイムレコーダー、その他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
	テレタイプライター、ファクシミリ	5
	インターホン、放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器	
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6	
その他のもの	10	
時計・試験機器及び測定器	時計	10
	度量衡器	5
	試験又は測定機器	5
光学機器・写真製作機器	オペラグラス	2
	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡	5
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡、その他の機器	8
看板・広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	マネキン人形及び模型	2
	その他のもの	
	主として金属製品	10
その他のもの	5	
容器・金庫	ボンベ	
	溶接製	6
	鍛造製	
	塩素用のもの	8
	その他のもの	10
	ドラムかん、コンテナ、その他の容器	
	大型コンテナ（長さが6m以上のものに限る）	7
	その他のもの	
	金属製のもの	3
	その他のもの	2
金庫		
手さげ金庫	5	
その他のもの	20	
理容又は美容機器		5
医療機器	レントゲン、その他の電子装置使用機器	
	移動式のもの、救急医療用のもの、自動血液分析器	4
	その他のもの	6
	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	6
	その他のもの	8
	その他のもの	
	陶磁器製、ガラス製のもの	3
	主として金属製のもの	10
その他のもの	5	

構造用途	資産の名称等	耐用年数
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	8
	パチンコ器、ビンゴ器、その他類似の球戯用具、射的用具	2
	碁、将棋、麻雀等遊戯具	5
	スポーツ具	3
	劇場用観客いす	3
	どんちょう、幕	5
	衣装、かつら、小道具、大道具	2
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
	前掲以外	映画フィルム（スライドを含む）、磁気テープ、レコード
シート及びロープ		2
葬儀用具		3
楽器		5
自動販売機（手動式を含む）		5
焼却炉		5
その他のもの		
主として金属製のもの		10
その他のもの		5

機械及び装置の耐用年数（別表第2抜粋）

設備の種類・細目	耐用年数
食料品製造業用設備	10
製本業用設備	7
プラスチック製品製造業用設備	8
窯業又は土石製品製造業用設備	9
金属加工機械製造設備	9
農業用設備	7
林業用設備	5
総合工事業用設備	6
電気業用設備（太陽光発電設備）	17
通信業用設備	9
倉庫業用設備	12
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
宿泊業用設備	10
飲食店業用設備	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
機械式駐車設備	10

申告書 記載例

令和 7年 1月 26日
 (あて先) 富士見市長
 〒 354-8511
 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800番地の1
 (電話)

令和 7年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

1 住所 (又は納税通知先) (氏名)	2 法人にあっては その名称及び 代表者の氏名	3 個人番号 又は法人番号	4 事業種目 (資本金等の金額)	5 事業開始年月	6 この申告に係 答する者の係 及び氏名	7 税理士等 の氏名	8 短期耐用年数の承認 有() 無()	9 増加償却の届出 有() 無()	10 非課税該当資産 有() 無()	11 課税標準の特例 有() 無()	12 特別償却又は圧縮記帳 (定額法、定額法)	13 税務会計上の償却方法	14 青色申告 有() 無()
所有権者 富士見 太郎 (屋号)	借主 富士見 太郎 (電話)	事業内容 不動産貸付業 1,000,000 円 平成 15 年 10 月	富士見 一郎 049-251-2711 (電話)	税理士 鶴馬 次郎 049-123-4567 (電話)	富士見 太郎 049-123-4567 (電話)	富士見 太郎 049-123-4567 (電話)	有() 無()	有() 無()	有() 無()	有() 無()	有() 無()	有() 無()	有() 無()

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	8,000,000	2,800,000	10,800,000	10,800,000
2 機械及び装置	3,500,000	3,500,000	0	0
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	1,000,000			1,000,000
6 工具・器具及び備品	800,000			800,000
7 合計	13,300,000	4,300,000	4,700,000	13,700,000
資産の種類	※ 評価額 (ホ)	※ 決定価格 (ヘ)	※ 課税標準額 (ト)	
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具・器具及び備品				
7 合計				

※印については記入する必要はありません。
 但し、独自に電算処理した種類別明細書を提出する
 方は評価額(ホ)に記入ください。

18. 次のような事項を記載してください
- ① 非課税及び課税標準の特例資産を所有されている場合はその届出書の名称
 - ② 耐用年数の短縮等を適用した資産を所有されている場合はその届出書の名称
 - ③ 前年中に所有者の住所、氏名及び名称等に異動のあった場合は、異動年月日及び旧住所、氏名及び名称等参考となる事項
 - ④ 前年度から資産の異動がない場合は「増減なし」と記載し、提出してください
 - ⑤ 該当資産のない場合及び解散、廃業等の場合は年月日とその旨を記載してください
 - ⑥ その他この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項

5. 事業を開始した年月を記載してください

4. 事業の内容を記載してください
 また、資本金、出資金等の金額も記載してください

3. 個人番号は【提出用】にのみ記入してください

8. 税務会計において国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください

9. 税務会計において税務局長に増加償却の届出を行なっている資産の有無について該当する方を○で囲んでください

10. 11 非課税及び課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください

12. 税務会計における特別償却及び圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、償却資産の評価においては特別償却費及び圧縮記帳は認められておりません

13. 14 該当する方を○で囲んでください

15. 富士見市における事業所等の資産の所在地を記載してください

16. 借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください
 なお、借用資産がある場合には貸主の名称を記載してください

17. 事業所家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください

増加資産・全資産 記載例

該当する種類の番号を記載してください

1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

資産の名称及び規格等を漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、算用数字等を使用して25字以内で記載してください

資産の取得年月日を記載してください
(年号)昭和→3、平成→4、令和→5

資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額(付帯費を含む)を記載してください
なお、圧縮記帳については償却資産の評価額上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた取得金額を記載してください

令和7年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)

行番号	資産の種類	所有者整理番号 00000001234	資産番号	資産の名称等	取得年月		取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	所有者氏名		枚のから
					年	月					(株)富士見不動産	枚	
01	1			外構工事	14	22 01	2,800,000	15	0		課税標準額	増加事由	枚
02	6			エアコン	15	06 06	1,900,000	6	0		課税標準額	増加事由	枚
03								0			課税標準額	増加事由	枚
04								0			課税標準額	増加事由	枚
05								0			課税標準額	増加事由	枚
06								0			課税標準額	増加事由	枚
07								0			課税標準額	増加事由	枚
08								0			課税標準額	増加事由	枚
09								0			課税標準額	増加事由	枚
10								0			課税標準額	増加事由	枚
11								0			課税標準額	増加事由	枚
12								0			課税標準額	増加事由	枚
13								0			課税標準額	増加事由	枚
14								0			課税標準額	増加事由	枚
15								0			課税標準額	増加事由	枚
16								0			課税標準額	増加事由	枚
17								0			課税標準額	増加事由	枚
18								0			課税標準額	増加事由	枚
19								0			課税標準額	増加事由	枚
20								0			課税標準額	増加事由	枚
										小計	4,700,000		

記載しないでください

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表1から6までに掲げる耐用年数を記載してください。なお、*「平成20年度税制改正」に伴い、一部、耐用年数が変更になっております。改正後の耐用年数を記載してください

中古資産については見積耐用年数に中古資産の場合はその耐用年数、よっている場合はその耐用年数、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください

資産が増加したことについて該当する増加事由の番号を○で囲んでください

- 1 新品取得
- 2 中古品取得
- 3 移動による受入れ
- 4 その他

当該資産について次のような事を記載してください

- ① 課税標準の特例のある資産についてその適用条項(例349条の3①)
- ② 耐用年数の変更があった場合はその旨の表示
- ③ 短縮耐用年数を適用している場合はその旨の表示
- ④ 割賦販売資産等第342条第3項の規定の適用がある資産についてはその旨の表示
- ⑤ その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

第二十六号様式別表一

減少資産 記載例

※減少する資産は同封の令和6年度償却資産明細書を参考に記載してください。

前年中に減少した資産の名称を記載して

前年中に減少した資産の数量を記載してください

前年中に減少した資産の取得した年月を記載してください
(年号) 昭和→3、平成→4、令和→5

資産コードを記載してください

減少した資産の取得価額を記載してください。ただし、資産の一部が減少した場合は当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください

当該資産の耐用年数を記載してください

令和7年度 種類別明細書(減少資産用)

行番号	資産の種類	所有者整理番号 0000001234	資産番号	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 1.売却 2.滅失 3.移動 4.その他	所有者名 (株)富士見不動産	枚のうちの枚数	摘要
						年	月							
01	2	20800001		機械式駐車設備	1	4	12	04	10	1	2・3・4	1・2		
02	6	69600002		エアコン	1	4	07	08	6	1	2・3・4	1・2		
03											1・2・3・4	1・2		
04											1・2・3・4	1・2		
05											1・2・3・4	1・2		
06											1・2・3・4	1・2		
07											1・2・3・4	1・2		
08											1・2・3・4	1・2		
09											1・2・3・4	1・2		
10											1・2・3・4	1・2		
11											1・2・3・4	1・2		
12											1・2・3・4	1・2		
13											1・2・3・4	1・2		
14											1・2・3・4	1・2		
15											1・2・3・4	1・2		
16											1・2・3・4	1・2		
17											1・2・3・4	1・2		
18											1・2・3・4	1・2		
19											1・2・3・4	1・2		
20											1・2・3・4	1・2		
													小計	4,300,000

当該資産が減少した事由とその区分について該当する番号をそれぞれ○で囲んでください

当該資産について次のような事項を記載してください
①数量の一部が減少する場合
(例:2個のうち1個減少)
②金額の一部が減少する場合
(例:取得額1,000,000円のうち)
③その他当該資産減少について参考となる事項

償却資産に関するQ&A ～こんな場合どうなの？～

Q1：今まで申告書が送られてきたことがなかったのに、今回はじめて申告書が送られてきました。なぜですか？

A 償却資産の取得については、土地や家屋のように不動産登記簿によってその所有（取得）を明らかにする方法がありません。償却資産については、申告制度をとっており、申告はあくまでも所有者自ら行なうものです。「申告書が送られてきたから申告する」、「申告書が送られてこなければ申告しなくてもいい」というものではありません。

今回初めて申告書をお送りした方（事業所）は、市内で事業を営まれており、償却資産を所有していると思われる方（事業所）で、まだ申告のない場合にお送りしたものですのでご理解ください。

また、ほかの方（事業所）についても同様に申告書をお送りしています。

なお、申告された場合でも免税点未満（2ページ参照）の場合は課税になりません。

Q2：会社（法人）が所有している「償却資産」については、ある程度は理解できますが、個人が所有している「償却資産」とは、どのような事業で具体的にはどのような資産ですか？

A 個人の方が営む事業には様々ありますが、具体的には4ページの「業務別の主な例」をご覧ください。減価償却費として所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるもの、つまり確定申告で減価償却費として算入される資産（土地、家屋や車両などを除く）は、償却資産に該当しますので、申告が必要となります。

Q3：アパートと駐車場を個人で経営していますが、土地や家屋以外に固定資産税がかかるのですか？

A アパートや駐車場を営んでいる場合は、当然事業を営んでいることとなりますので、この事業に使用している資産は事業用資産となります。事業用資産のなかで敷地やアパートなどの建物にはそれぞれ土地、家屋として固定資産税が課税されていますが、それ以外で事業用に使用している資産があれば「償却資産」として課税の対象となります。

例えば、入居者のための駐車場のアスファルト舗装やフェンス、植栽などの外構などは「構築物」として、また、家屋から取外しができるエアコンなどは「工具、器具及び備品」として償却資産に該当します。これらの償却資産は、通常確定申告で減価償却費として算入されるべき性格の資産ですので、事業用資産として市への申告が必要となります。

Q4：毎年税務署に所得税又は法人税の申告（減価償却資産）をしているのに、どうして市にも申告が必要なのですか？

A 税務署に対する申告は、「所得税又は法人税」の申告であり、この申告における減価償却資産については「減価償却費を必要経費」として計上するもので、所得税又は法人税を計算するためのものです。

これに対し、市に対する申告は、現存する償却資産の未償却残高（評価額）が固定資産税の対象となっており、毎年1月1日現在の償却資産の保有状況を申告いただくものです。

※ 「所得税又は法人税」の申告上、未償却残高（期末残高）が1円になり経費計上終了となっても、その資産を事業の用に供している限り償却資産の申告は必要です。以上より、地方税法上、税務署への申告とは別に市への申告が義務付けられています。



申告お待ち
しております。

申告書提出先



市役所へのアクセス

・電車

東武東上線 鶴瀬駅下車 東口より徒歩 20 分

・ららぽーと行きバス

東武東上線鶴瀬駅東口～富士見市役所前

・市内循環バス「ふれあい号」

- 鶴瀬駅東口から市役所行き、富士見高校行き、難波田城公園行き、老人センター行き
- みずほ台駅東口からみずほ台駅循環
- ふじみ野駅東口からふじみ野駅循環

庁舎周辺図



※申告書を郵送で提出される際に切り取ってラベルとして御利用ください。

〒354-8511

埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

富士見市役所 税務課
償却資産担当 行